

- 費用の記載がないものは、すべて無料です。
- 郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
- ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通FAX981・5392です。
- 参加時はマスク着用の上、主催者の指示に従ってください。

## 子ども医療費の 保険変更届を忘れずに

お子さんの健康保険証は変わっていませんか？子ども医療費の対象となるお子さんの健康保険証が変わった場合は届け出が必要です。子ども医療費の助成金額が変わる場合がありますので、お早めにご手続きをお願いします。

**場所**：①子育て支援課②各市民サービスセンター③郵送(郵送の場合は、子ども医療費受給資格内容等変更「消滅」届を市ホームページからダウンロードしてください。)

**持物**：①変更後のお子さんの健康保険証②子ども医療費受給資格証  
**問合せ**：子育て支援課 ☎982・9529 FAX共通

## 令和5年度分公共施設無料 利用証の受け付け開始

**対象**：①市内在住の70歳以上の方②市内高齢者団体(構成員のうち70歳以上の高齢者が半数以上いる団体)③市内障がい者団体④市内子育て団体  
**持物・申込**：①本人確認書類(運転免許証など)③障害者手

## タクシー助成券の交付について

市内で交通利便性が比較的低い地域にお住まいの75歳以上の方を対象とした「タクシー利用料金助成事業」について、令和5年度分の事前受け付けを開始します。

**対象**：次の①②すべてに該当する方①昭和23年12月31日までに生まれた方②対象地域にお住まいの方※右図参照、詳細な対象地域については担当までお問い合わせください。なお、次の(1)(2)のいずれかに該当する方は対象となりません。(1)自分で自動車(原動機付き自転車を含む)の運転ができる方(2)外出の際に、常に家族などによる送迎を受けられる方



※対象となる年齢、地域の方には、あらかじめ申請書兼宣誓書を送付しています。

**助成額**：月2,000円(500円の助成券を4枚)※申請月から令和6年3月分までを交付します。

**申込・問合せ**：申請書兼宣誓書に同封されている案内状に記載されたQRコードからオンライン申請、または申請書兼宣誓書に必要事項を記入の上、直接または郵送で政策室へ ☎982・9445 FAX共通

※各市民サービスセンターでの申請可

**【対象地域】**大字上内川、大字下内川、大字八子新田、大字鍋小路、大字川藤、大字南広島、大字拾壺軒、大字三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、大字土場、大字飯島、大字半割、大字加藤、大字吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、大字関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、大字上笹塚、上笹塚一丁目、上笹塚二丁目、上笹塚三丁目、大字会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、大字鹿見塚、大字皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、大字平方新田、大字深井新田、大字須賀、大字川野(中川より西側の地域に限る)、大字高富、大字高久(市街化区域除く)、大字中曽根(市街化区域除く)、大字道庭(市街化区域除く)、大字富新田(市街化区域除く)、大字木壳新田

帳を持参の上、各担当窓口、中央公民館、旭地区センター、温水プール、総合体育館へ④団体の目的や活動内容が分かる書類、構成員の名簿を持参の上、各担当窓口へ  
**問合せ**：①②長寿支援課 ☎982・5118 FAX共通③障がい福祉課 ☎982・9530 FAX共通④子育て支援センター ☎984・6377 FAX984・6378  
※①は4月から本人確認書類でも利用できる予定です。

## 福祉タクシー利用券・自動車 燃料助成チケットの交付

令和5年度分の「福祉タクシー利用券と自動車燃料助成チケット」の事前受け付けを開始します。

※対象者には2月中旬に、あらかじめ申請書を郵送でお送りしています。

※令和5年度分より特設会場での配布ではなく、郵送配布となります。

【注意】月割りの交付のため、申請手続きが5月以降の場合、交付枚数が少なくなりません。

## 交付枚数(いずれかを選択)

- 福祉タクシー利用券(1カ月当たり3枚、年間36枚)
  - 自動車燃料助成チケット(1カ月当たり1枚、年間12枚)
- 対象**：次のいずれかに該当する方(施設などに入所している方を除く)
- 身体障害者手帳1、2級の方
  - 身体障害者手帳3、4級の方

方で下肢または視覚障がいの手帳を有する方

●療育手帳A、A、Bの方

●精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

**申込・問合せ**：申請書に同封されている案内状に記載されたQRコードからオンライン申請、または申請書に必要事項を記入の上、直接または郵送で障がい福祉課へ ☎982・9530 FAX共通